第4部 計画の推進

1 計画の推進

計画の推進にあたっては、庁内の保健・医療・福祉・教育・労働・まちづくりなど、関係部署と連携して計画の推進を図ります。

また、本市を含む3市2町により構成される、埼葛北地区地域自立支援協議会*と連携し、 広域に取り組むべき地域のニーズや課題に対して、地域の資源を活用しながら、協働し取り 組んでいきます。

2 計画の評価と見直し

計画を着実に推進していくため、計画の進捗状況の把握、点検をしていきます。計画最終年度(令和8年度)には、障がい者関係団体との意見交換やニーズ調査の実施などを通じて、施策・事業の有効性についての検証を行い、次期計画の策定に反映していきます。また、社会情勢や法制度改正などに対応するため、必要に応じて計画期間中にも見直しを行います。

加えて、本市における障がい福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める障がい福祉計画および障がい児福祉計画においては、PDCAサイクルを取り入れ、少なくとも年1回は実績を把握し、設定した成果目標や見込量の進捗状況の分析および評価を行い、必要があると認めるときは、その変更や事業の見直し等について検討します。



P 計画 (Plan)

基本的な考え方を示し、施策の方向性 性や成果目標、サービスの見込量を設 定します。



A 改善(Action)

必要に応じて計画の変更、見直しを行います。

D _{実行 (Do)}

計画の内容を踏まえて、各施策および サービスを実行します。



C 確認・評価 (Check)

実績を把握し、設定した見込量等の達成状況の分析および評価を行います。



